平成２８年（フ）第５２号
岡山県倉敷市連島中央５丁目５番17号
債務者　吉岡恵理菜
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第４７号
高知市大津乙370番地３　ハイムシマサキ201
債務者　西尾　ルミ
1　決定年月日時　平成28年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５５号
高知市大谷公園町７番10号　マンション陽光10号室
債務者　横田　　明
1　決定年月日時　平成28年４月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５６号
高知市大谷公園町７番10号　マンション陽光10号室
債務者　横田　美和
1　決定年月日時　平成28年４月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６３号
高知市高須１丁目３番２号　ハイツヨシカワ703号室
債務者　櫨本　尚代
1　決定年月日時　平成28年４月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２１３号
さいたま市浦和区大東１丁目20番43号　北浦和アーバンコート202
債務者　舩渡　光雄
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３０６号
埼玉県上尾市大字上尾村1333番地10　レオパレスカメリア203
債務者　河野　通輝
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３１８号
埼玉県加須市南町13番55号　マンション南105号、破産申立時の住所埼玉県加須市久下３丁目８番地９
債務者　ナガオ　ロウェナ　ビコ
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３９３号
埼玉県鴻巣市広田675番地１　川里広田団地２―106、旧住所さいたま市西区大字植田谷本137番地１　加茂川団地５―304
債務者　山口　博昭
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
埼玉県越谷市赤山町２丁目163番地７　スターライフ赤山２―301
債務者　瀬藤登美子
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６０号
埼玉県所沢市大字山口5054番地　椿峰ロイヤルガーデン１―302
債務者　山地ときえ
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第４７１号
札幌市西区宮の沢１条２丁目５番12―405号
債務者　服部　宏司
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４８５号
札幌市中央区南２条西８丁目１番地８　プライムレジデンス503号
債務者　佐用　里香（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４９１号
札幌市中央区北４条西25丁目１番７―203号
債務者　青木美加子（旧姓小坂）
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４９９号
札幌市白石区栄通21丁目14番14号
債務者　門間亜矢子
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５０４号
札幌市東区北28条東17丁目４番19号　シュプレーム101号
債務者　加藤　文昭
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５２３号
札幌市東区北丘珠２条２丁目15番７号
債務者　花川　　明
1　決定年月日時　平成28年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部